

薩摩川内市粗大ごみ資源化事業業務委託仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、薩摩川内市（以下「委託者」という。）が発注する薩摩川内市粗大ごみ資源化事業業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(事業名)

第2条 本業務の名称は、薩摩川内市粗大ごみ資源化事業業務委託とする。

(業務の目的)

第3条 本業務は、委託者が協力自治体として参画した国の実証事業の成果を踏まえ、民間事業者の持つ知見、人材、設備等を活用し、粗大ごみ（一般廃棄物に限る。以下同じ。）のリユース及びリサイクルを実現するため、委託者における粗大ごみ資源化の事業性並びに民間事業者による自立的事業展開の可能性を検証することを目的とする。

(用語の定義)

第4条 本仕様書における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「粗大ごみ資源化」 粗大ごみの搬入から、運搬、再資源化、リユース・リサイクル、流通に至るまでの全工程をいう。
- (2) 「粗大ごみ」 家庭系事業系の指定ごみ袋に入らない大型の一般廃棄物をいう。
- (3) 「協力事業者」 収集運搬事業者、リユース・リサイクル事業者、流通事業者等、本実証に関与する民間事業者（第5条第1項(1)から(3)の事業者）をいう。
- (4) 「中継施設等」 家庭系及び事業系の粗大ごみが搬入される川内クリーンセンター、樋脇粗大ごみ中継施設、入来粗大ごみ中継施設及び祁答院粗大ごみ中継施設をいう。

名 称	所 在 地
川内クリーンセンター	薩摩川内市小倉町5 1 0 4 番地
樋脇粗大ごみ中継施設	薩摩川内市樋脇町塔之原4 5 1 7 番地 1
入来粗大ごみ中継施設	薩摩川内市入来町浦之名3 3 番地
祁答院粗大ごみ中継施設	薩摩川内市祁答院町下手6 7 番地

- (5) 「再資源化物」 粗大ごみを選別し、必要に応じて解体または破砕を行うことによって得られる新たな原材料や燃料としてリサイクルできる再生素材をいう。
- (6) 「資源化施設等」 本業務において、粗大ごみ資源化に係る一次選別、リユース、リサイクル及び流通の各業務を実施するために必要な施設又は敷地並びにこれらに付随する設備をいう。

具体的には、次に掲げるものを含むものとする。

ア 一次選別

粗大ごみをリユース可能品及びリサイクル可能品等を選別するためのストックヤード、選別施設その他これらに類する施設又は敷地

イ リユース

リユース可能品の清掃、補修その他のメンテナンスを行うための施設並びにリユースするまでの一次保管庫その他これらに類する施設

ウ リサイクル

リサイクル可能品の解体、選別又は破砕を行うための施設、サーマルリサイクル等を行うために必要な加工施設並びに再資源化物の一次保管庫その他これらに類する施設

エ 流通

リユース品及び再資源化物の流通に必要な一次保管、梱包又は出荷準備を行うための施設その他これらに類する施設

(協力事業者との協働)

第5条 本業務は、公募型プロポーザル方式により選定された受託者が主体となり、次に掲げる関係主体と協働して実施することを基本とする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可事業者（収集運搬事業者）
- (2) 粗大ごみのリユース・リサイクルを担う事業者（リユース・リサイクル事業者）
- (3) リユース品及び再資源化物の流通を担う事業者（流通事業者）

2 受託者は、協力事業者との役割分担、責任範囲、費用負担及び情報共有の方法等を明確化した上で協力事業者と契約を締結し、実施体制として運用できる状態を確保するものとする。

3 本業務は、地域の民間事業者の参画による実運用を通じて将来的な民間事業者による事業化の可能性を検証することを基本とするが、運搬、再資源化または流通の業務を受託者が担うことも可とする。

(履行期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(業務の基本方針)

第7条 本業務は、次の方針により実施する。

- (1) 資源循環の高度化及び処理量の削減

現在、破砕後に選別し、処理（焼却、資源化または最終処分）している粗大ごみを対象とした資源循環（リユース・リサイクル）の高度化に係る実証を通じて、粗大ごみ全体の処理量の削減及びリサイクル率の向上等に及ぼす効果を検証すること。

- (2) 市民負担の最小化

粗大ごみのリユース・リサイクルを推進するため、市民、事業者には過度な負担とならない粗大ごみの分別、収集運搬等の運用を設計すること。

- (3) 民間主導による持続可能な事業モデルの確立

地元の民間事業者が自立的・継続的に粗大ごみ資源化の実務を担えるような体制づくりを目指し、民間事業者の有する人材、設備の活用、民間事業者間のノウハウの移転、工程ごとの役割分担の可能性を検証すること。

- (4) 定量データに基づく事業性評価

定量データ（量、質、コスト及び時間等）に基づき実現可能性、収益性、費用対効果等の事業性を評価すること。

(売却収入の帰属)

第8条 本業務において、粗大ごみ資源化によるリユース品及びリサイクル品等の売却等に

よる収入（以下「売却収入」という。）は、原則として委託者に帰属するものとする。

2 受託者は、売却収入を適正に管理し、その発生状況を明確にするとともに、売却収入に関する帳簿及び証拠書類（以下「帳簿等」という。）を整備しなければならない。

3 委託者は、必要に応じ帳簿等の提出を求めることができる。

（受注者の責務）

第9条 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を厳守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

2 本仕様書及び添付図書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任を持って充足しなければならない。

3 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認を受けた後、作業を進めるものとし、委託者と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

（関係法令等）

第10条 本業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、条例、許認可、指導、通達及び国・県・市の関連計画等との整合を図るものとする。

2 粗大ごみの運搬については、一般廃棄物収集運搬の許可等、必要な資格、許可、届出を満たす体制で実施しなければならない。

（情報セキュリティ及び個人情報保護）

第11条 受託者は、本業務において取り扱う情報資産及び個人情報を、関係法令及び委託者の規程に従い適切に管理し、漏えい、滅失、毀損、不正アクセス等を防止しなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する作業手順、アクセス権限、保管方法、廃棄方法、インシデント時の連絡体制を業務実施計画書に明記するものとする。

3 事故又はそのおそれを認知した場合、受託者は直ちに委託者へ報告し、被害拡大防止、原因究明、再発防止を実施するものとする。

（秘密の厳守）

第12条 受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、委託者の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

2 受託者は、成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

（疑義）

第13条 受託者は、本業務を遂行する上で、本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議し、合意した内容に基づき業務を遂行するものとする。

（管理技術者等）

第14条 受託者は、業務の実施に当たり、管理技術者（総括責任者）を定め、その氏名その他必要な事項を委託者へ提出するものとする。

2 管理技術者は、本仕様書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3 受託者は、協力事業者を含む実施体制における責任区分（役割分担、指揮命令系統、緊

急連絡網)を明確化し、体制図として提示するものとする。

(業務計画書)

第15条 受託者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅延なく委託者へ提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手届出書
- (2) 業務工程表
- (3) 実施体制図
- (4) 管理技術者経歴書
- (5) 業務計画書
- (6) その他、委託者が指示する書類

(協議)

第16条 本業務の着手時及び業務遂行時における協議及び打合せは綿密に行うものとし、業務遂行時における協議は、委託者の指示又は受託者からの申入れにより随時実施する。

2 受託者は協議事項を記録し、次回打合せの際に相互確認するものとする。

(再委託)

第17条 受託者は、本業務の実施に際し、再委託を行う場合は主たる業務を除くものとし、事前に委託者の承諾を得なければならない。

2 再委託先に対しても、本仕様書に定める秘密保持、個人情報保護、安全管理等を遵守させなければならない。

(図書の出借)

第18条 受託者は、業務の実施に際し必要な図書資料等を所定の手続きにより借り受けるものとする。

2 貸与された資料は外部に漏らしてはならず、業務完了後速やかに委託者へ返還するものとする。

3 文献等を引用する場合は出典を明記するものとする。

(不測の事態の発生)

第19条 本業務の遂行中、不測の事態(事件、事故、災害、地域住民とのトラブル等)が発生した場合は、受託者は速やかに委託者へ連絡し、指示を仰ぐものとする。

2 受託者は、初動対応(一次対応、拡大防止、原因仮説、再発防止案)を整理し、報告するものとする。

(安全管理・衛生管理)

第20条 受託者は、関係法令等を遵守し、作業者及び住民の安全確保、衛生確保、感染症対策(必要な場合)に十分配慮して業務を遂行するものとする。

2 本業務に関して、一次保管や選別する施設を整備する場合は、環境保全対策等、必要な対策を講じるものとする。

(進捗管理)

第21条 委託者は、業務の質の確保に努め、必要に応じて成果品、記録及び運用状況の確認を行う。受託者は、求めに応じて資料提示・説明を行うこと。

(検査)

第22条 受託者は、成果品の引渡しに当たり検査を受けなければならない。

2 訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 引渡し後に誤りが判明した場合は、受託者の責任において修正するものとする。

(成果品の帰属及び利用)

第23条 本業務により作成・取得した成果品（報告書、データ、写真、運用マニュアル等）の著作権その他の権利の取扱いは、契約書の定めによる。

2 受託者は、委託者の承認なく成果品を公表、転載、二次利用してはならない。

第2章 業務内容

(業務の範囲)

第24条 本業務においては、市域で発生する家庭系及び事業系の粗大ごみを対象として、搬入、運搬、選別、リユース・リサイクルから流通にいたるまでの全工程の実証的な運用を通じて、粗大ごみ資源化の事業性・実現性の検証を行う。

(受託者に求める役割)

第25条 受託者は、次の役割を担うものとする。

- (1) 協力事業者との協働体制の構築及び総合調整
- (2) 粗大ごみ資源化の全工程のマネジメント
- (3) 粗大ごみ資源化に必要な施設、設備・資機材の調達及び運用
- (4) 事業性、収益性及び実現性の検証

(搬入時の仕分け)

第26条 受託者は、中継施設等に搬入された粗大ごみの仕分けをはじめ、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 搬入時の簡易仕分け

粗大ごみが中継施設等に搬入された際、運搬時の車両積込、一次選別の資源化施設等での荷下ろし及びその後のリユース・リサイクルの処理工程を考慮したリユース可能品及びリサイクル可能品等の簡易仕分けを行う。

名 称	粗大ごみの受入日
川内クリーンセンター	月曜日～金曜日、第2日曜日（午前8時30分～午後4時30分）
樋脇粗大ごみ中継施設	毎月第2日曜日（午前8時～午前10時）
入来粗大ごみ中継施設	毎月第2日曜日（午前8時～午前10時）
祁答院粗大ごみ中継施設	毎月第2日曜日（午前8時～午前10時）

- (2) 運搬車両への積込

簡易仕分けしたリユース可能品及びリサイクル可能品等の積込を効率的に行うための作業手順を検討し、事業期間中に適宜見直しを行いながら、より効率的な運搬車両への積込を行う。この際、一次選別の資源化施設等での荷下ろし及びその後のリユース・リサイクルの処理工程を考慮して積込時におけるリユース可能品及びリサイクル可能品等の優先順位も検討すること。

- (3) 効率的な仕分け作業の検討

運搬時の車両積込、一次選別の資源化施設等での荷下ろし及びその後のリユース・リサイクルの処理工程を考慮し、中継施設等への搬入時に市民にとって過度な負担となら

ない搬入方法や作業従事者の安全の確保と仕分け作業の効率化を両立した仕分けの方法等を検討し、事業期間中に適宜見直しを行いながら、より効率的な運用を実現するための運用マニュアルを作成する。

(運搬)

第27条 受託者は、収集運搬事業者と連携し、中継施設等に搬入された粗大ごみを一次選別の資源化施設等に運搬するものとする。また、粗大ごみ資源化に係る一次選別、リユース、リサイクル及び流通の各業務を実施する資源化施設等の所在地が異なる場合は、必要に応じて施設間の運搬を実施するものとする。

(1) 運搬体制の構築

粗大ごみの運搬を開始する前までに、本業務における運搬に必要な資機材の調達や人員の確保等について、地元の収集運搬事業者と協議を行い、協力・連携体制を構築する。

ア 中継施設等の所在地

名 称	所在地	地区
川内クリーンセンター	薩摩川内市小倉町5 1 0 4 番地	川内地区
樋脇粗大ごみ中継施設	薩摩川内市樋脇町塔之原4 5 1 7 番地 1	樋脇地区
入来粗大ごみ中継施設	薩摩川内市入来町浦之名3 3 番地	入来地区
祁答院粗大ごみ中継施設	薩摩川内市祁答院町下手6 7 番地	祁答院地区

イ 運搬事業者

本業務における粗大ごみの運搬事業者は、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている事業者とする。（「薩摩川内市ごみの分別ハンドブック」52ページの粗大ごみ収集運搬業者を参照のこと。）

なお、市が発注する樋脇、入来及び祁答院の粗大ごみ中継施設から川内クリーンセンターに運搬する業務を委託している事業者は以下のとおり。

粗大ごみ中継施設	事業者名	所在地
樋 脇	南九州特建リース工業(株)	樋脇町倉野2 4 5 番地 1
入 来	(有)南洲工業	祁答院町藺牟田2 4 5 4 番地 3
祁答院		

(2) 効率的な運搬方法の検討

運搬の実施（施設間の運搬を含む）に当たっては、より安全で効率的に運搬するための運搬車両への積載方法を検討するとともに、経済合理性に優れた運搬ルートを検討し、より効率的な運搬を実現するための運用マニュアルを作成する。

(3) 中継施設等から一次選別の資源化施設等への運搬

粗大ごみ資源化の実証期間中（令和8年9月から令和9年2月まで）に中継施設等に搬入された粗大ごみを一次選別の資源化施設等に運搬する。

なお、運搬に際しては、それぞれの中継施設等の搬入日に持ち込まれた全ての粗大ごみを漏れなく運搬すること。

ア 運搬量

本業務では、約787tの粗大ごみを対象として実証を行うこととしているが、実

証期間に十分な量を確保できない場合は、この限りでない。

イ 実施期間

運搬の実施期間は、粗大ごみの運搬体制のほか、令和7年度の搬入実績を基に本業務に必要な量の粗大ごみを確保するための運搬スケジュールを検討し、提案に基づき粗大ごみを運搬するものとする。

【参考】令和7年度の搬入実績（単位：t）

		川内クリーンセンター	樋脇 (粗大ごみ中継施設)	入来 (粗大ごみ中継施設)	祁答院 (粗大ごみ中継施設)	合計
令和7年	4月	160.00	12.06	7.91	1.34	181.31
	5月	162.25	12.34	3.89	6.76	185.24
	6月	124.52	12.39	4.61	2.18	143.70
	7月	168.88	7.92	1.17	4.99	182.96
	8月	152.54	12.14	5.49	1.93	172.10
	9月	142.50	10.65	3.17	4.22	160.54
	10月	164.07	7.12	7.10	2.17	180.46
	11月	169.17	13.02	2.48	5.27	189.94
	12月	212.89	9.56	8.07	2.38	232.90
令和8年	1月	102.15	6.25	2.44	2.68	113.52
	2月	109.24	8.19	3.35	0.52	121.30
	3月	145.55	14.33	3.04	4.97	167.89
年度合計		1,813.76	125.97	52.72	39.41	2,031.86
R7.9～R8.2		900.02	54.79	26.61	17.24	998.66

ウ 運搬先

運搬先となる一次選別の資源化施設等は受託者からの提案による。

(一次選別)

第28条 受託者は、一次選別を行う資源化施設等に運搬された粗大ごみをリユース可能品及びリサイクル可能品等に選別するものとする。

なお、一次選別の分類及びその判定基準等については、その後のリサイクル・リユースの処理工程を踏まえて検討することとし、事業期間中に適宜見直しを行いながら、より効率的な運用を実現するための運用マニュアルを作成するものとする。

(リユース)

第29条 受託者は、一次選別においてリユース可能品に分類した粗大ごみをリユースするため、次に掲げる事項を実施するものとし、事業期間中に適宜見直しを行いながら、より効率的な運用を実現するための運用マニュアルを作成するものとする。

(1) リユース可能品の一次保管体制の整備

リユース可能品をリユースするための各工程で必要となる作業または一時保管に使用する施設、設備等を確保するとともに、その後の運用を踏まえた管理体制を整備する。

(2) リユース可能品のメンテナンス

リユース可能品の動作確認のほか付加価値を高めるために必要な清掃、補修等の実施

体制及び運用方法等を検討し、リユース可能品のメンテナンスを行う。

(3) リユース事業者との連携体制の構築

リユース可能品をより高値で市場に流通させるため、必要に応じて豊富な経験と多様な販売チャネルを有するリユース事業者との連携体制を構築する。

(4) 販売手法等の検証

より多くのリユースを実現するとともに、リユース可能品をより高値で市場に流通させるため、店舗販売、EC及び地域内流通等の販売手法等の検討・検証を行う。

(リサイクル)

第30条 受託者は、リユースできない粗大ごみをリサイクルするため、次に掲げる事項を実施するものとし、事業期間中に適宜見直しを行いながら、より効率的な運用を実現するための運用マニュアルを作成するものとする。

(1) リサイクル可能品の選別

リユースできない粗大ごみをリサイクルするため、必要に応じて粗大ごみを解体または破碎し、以下の区分に従い選別を行う。なお、選別にあたっては付加価値の高いリサイクルを優先することとし、選別の基準や選別後の一次保管等の運用方法については、事業期間中に適宜見直しを行いながら、より効率的な運用とすること。

ア マテリアルリサイクル（水平リサイクル等）

イ ケミカルリサイクル

ウ サーマルリサイクル（RPF等）

(2) 効率的な解体・破碎工程の構築

粗大ごみのリサイクルに必要な粗大ごみの解体や破碎に必要な施設、設備及び資機材等の調達や人員の確保等について検討し、作業の効率化と作業従事者の安全の確保等を両立する運用体制を構築する。

(3) マテリアルリサイクル

化学的な処理を行うことなく、リサイクルが可能な金属、プラスチック等の素材でできたものはマテリアルリサイクルを行う。

(4) ケミカルリサイクル及びサーマルリサイクルの検討

化学的な処理を行うことでリサイクルが可能なものはケミカルリサイクルを行い、その他のものも可能な限り、サーマルリサイクルの原料として活用する。

(5) 資源化残渣の適正処理

リサイクルできなかった資源化残渣を効率的に選別する運用方法を検討するとともに、経済合理性に優れた処理方法を検討し、適正に処分する。

(流通)

第31条 受託者は、より収益性の高い粗大ごみのリユース・リサイクルを実現するため、次に掲げる事項を実施するものとし、事業期間中に適宜見直しを行いながら、より効率的な運用を実現するための運用マニュアルを作成するものとする。

(1) リユース

ア リユース品の流通経路の調査

収益性の高い粗大ごみのリユースを実現するため、リユース品をより高値で市場に

流通させることが可能な流通経路の調査を行う。

イ 販売価格及び需要の分析

収益性の高い粗大ごみのリユースを実現するため、リユース品の品目ごとに販売価格及び需要の動向の分析を行う。

ウ 収益性に優れた運用方法の検証

収益性の高い粗大ごみのリユースを実現するため、リユース品の清掃・洗浄、加工等に要する費用と市場価値を比較・検証し、経済合理性に優れたリユースの運用方法を実証的に検証する。

(2) リサイクル

ア 再資源化物の流通経路の調査

収益性の高い粗大ごみのリサイクルを実現するため、再資源化物をより高値で市場に流通させることが可能な流通経路の調査を行う。

イ 販売価格及び需要の分析

収益性の高い粗大ごみのリサイクルを実現するため、再資源化物の品目・種類ごとの販売価格及び需要の動向の分析を行う。

ウ 収益性に優れた運用方法の検証

収益性の高い粗大ごみのリサイクルを実現するため、粗大ごみの選別、解体及び破碎等の工程を安全かつ効率的に実施するための運用方法や市場性、流通性に優れた再資源化物のリサイクル手法等を調査し、経済合理性に優れたリサイクルの運用方法を実証的に検証する。

(事業性・実現性の検証)

第32条 受託者は、粗大ごみ資源化の事業性及び実現性を検証するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 工程別のコスト構造の分析

粗大ごみ資源化の工程ごとに固定費、変動費、備品購入費、労務費、保守管理費、消耗品等のコスト構造を分析する。

(2) 粗大ごみ資源化の本格実施に向けた諸条件の整理

市全域を対象とした粗大ごみ資源化を実施する場合に必要な施設、設備、人員、協力事業者との協力体制等の条件を本業務における実証の成果に基づき整理する。

(3) 粗大ごみ資源化に要する経費の試算

本業務における実証の成果に基づき、市全域を対象とした粗大ごみ資源化を実施する場合に必要な運搬、資源化、流通等の経費を試算する。

(4) 民間事業者による自立的な事業展開の可能性評価

本業務における実証の成果に基づき、粗大ごみ資源化の事業性を検証し、民間事業者の自立的な事業展開の可能性を評価する。

(5) 粗大ごみ資源化の継続性等の検証

本業務における実証の成果に基づき、粗大ごみ資源化の各工程の実務を地元事業者が継続的に担っていくことの可能性を人材、設備及び費用負担等の観点から検証する。

(6) 粗大ごみ資源化事業実施計画書の作成

(1)から(5)の成果を踏まえた最終報告書を作成するとともに、本業務で得られた実証記録データ等を基に本格実施に向けた改善策を検討し、資源ごみ資源化の本格実施に向けた粗大ごみ資源化事業実施計画書を作成する。

(実証記録データの整理)

第33条 受託者は、実証の再現性及び事業性を評価するため、次のデータを取得し、整理するものとする。

- (1) 粗大ごみの運搬量及び一次選別の実績
- (2) 異物混入の状況（種類、頻度、実施対策による改善効果）
- (3) リユースの実績（リユース可能品の数量、品目、メンテナンスの内容、販売方法、販売数量、販売価格及び滞留期間）
- (4) リサイクルの実績（解体、破碎及び選別の工程ごとの処理量、再資源化物の品目別数量並びに資源化残渣の発生量）
- (5) 流通の実績（リユース品及び再資源化物の流通経路、取引先、販売価格及び需要動向）
- (6) 工程別コスト（作業時間、必要人員、資機材、消耗品等のコスト要因別）

第3章 資機材の調達

(基本事項)

第34条 本業務に必要な資機材は、受託者が提案に基づき調達することを基本とするが、運搬車両、ストックヤード、選別設備等の資機材については、受託者または協力事業者の有する既存の資機材を最大限活用するものとする。なお、本業務で必要とされる資機材の例は以下のとおり。

区 分	必要な資機材（例）
(1) 搬入時仕分け	運搬車両、仕分け用機材 等
(2) 運搬	運搬車両、積込機材 等
(3) 一次選別	ストックヤード、選別設備 等
(4) リユース	保管庫、整備機材 等
(5) リサイクル	破碎機、選別機、減容設備 等
(6) 流通	コンテナ、梱包資材 等
(7) 検証・計画策定	データ管理ツール、分析機材 等

第4章 成果品

(成果品)

第35条 本業務の成果品は次のとおりとし、原則として汎用的なソフトウェア（Word、Excel、PDF）で作成した電子データにより納品するものとする（部数・媒体等は協議により定める）。

- (1) 運用マニュアル（工程別） 1式
- (2) リユース・リサイクル流通計画 1式
- (3) 実証記録データ 1式

- | | |
|--------------------|-----|
| (4) 最終報告書 | 1 式 |
| (5) 粗大ごみ資源化事業実施計画書 | 1 式 |